

2023年3月28日

国家公安委員会
委員長 谷 公一 殿

少年犯罪被害当事者の会
代表 武 りり子

犯罪被害者支援の充実を訴える要望書について

貴殿におかれましては、平素から、当会を含めた犯罪被害者に対し、多大なるご支援をいただき、大変ありがとうございます。

当会は、1997年に子どもを少年によって奪われた親たち4家族で設立して以来、現在35家族が、毎年秋に「WiLL もう一つの子どもの日」を開催するなどして少年法の理不尽さや被害者支援の不備を訴え、法改正や制度の充実を求める活動を続けております。

当会の設立から25年が経過した現在、犯罪被害者を取り巻く状況は変化しつつあるものの、今なお会員を苦しめ続けている問題があります。それは、加害者が損害賠償金を支払わないことで、経済的に苦しめられていることや、謝罪がないことで、精神的に苦しめられていることです。こうした状況に、遺族の中には、泣き寝入りを余儀なくされたり、自らが直接加害者に支払いを求めたりせざるを得ず、そのあまりの苦しみから、心身に不調をきたす人も少なくありません。

このように、私たちは、愛する子どもや家族を奪われただけでなく、事件後も加害者が誠意を示さないことで、何十年経っても、何倍も苦しめられているのです。

加害者は、更生の名の下に、少年法で保護されているにもかかわらず、犯罪被害者の置かれた状況は、余りにも理不尽です。

当会では昨年、会員にアンケートを実施しました。

アンケートからは、賠償金を払わないことや謝罪がない原因として、矯正教育が不十分であること、保護観察でも、事件に向き合わせず、犯罪被害者のことを考えさせていないこと、あるいは、犯罪被害者に理解のある弁護士が支援しているか否かで結果が異なることなどが分かってきました。(添付資料参照)

これらの結果をもとに、本日、「被害者支援の充実を訴える要望書」を提出いたします。

犯罪被害者支援の充実を訴える要望書

- (1) 加害者の損害賠償金を国が買い取り、国が加害者に求償する制度の創設を求めます。

(理由) 加害者が支払う能力や意志がない場合、現状は、犯罪被害者が請求しなければならず、その心理的、経済的負担は非常に大きいものがある。犯罪被害者は、気力を振り絞って加害者に請求しても、無視されたり、居場所すら分からず、泣き寝入りするケースも多い。奪われた命が戻ってこない以上、国が判決を下した損害賠償金は、国において最低限補償されるべきである。

- (2) 加害者に対する損害賠償請求権における時効を撤廃してください。

(理由) 2020年の民法改正で、人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効期間は、損害及び加害者を知った時から5年、不法行為の時から20年となっているが、当会の会員の中には、改正前の民法により、10年ごとに時効の中断の手続きを続けている。犯罪被害により家族の命を奪われ、苦労して民事裁判の判決を得ても支払いがなされず、さらに中断や更新の手続きを続けなければならないのは、あまりにも理不尽である。そもそも、犯罪被害者の受けた苦しみには、「時効」などないのである。

- (3) 加害者が矯正施設に入った段階から、犯罪被害者の声を聞き処遇に生かす制度が新たにできましたが、本当に被害者の声が生かされているのか、その結果が加害者処遇にどう影響を与えたか、検証し、公開してください。

(理由) 制度ができたことは画期的だが、正しく運用されてこそ被害者が求める本当の矯正教育につながる。そのためには検証が欠かせない。

- (4) 加害者が保護観察中に、被害の回復や軽減のためにとった行動を申告することが遵守事項に盛り込まれましたが、どれだけ実行されているかを検証し、公開してください。また、保護観察中、保護観察官の関与を強化してください。その関与を強めるためにも、保護観察官の人数をもっと増やしてください。

(理由) (3)と同様、正しい運用を求める。また、保護司だけでは限界があり、保護観察官の関与を強めてこそ、実行力のある指導ができるが、現在の保護観察官の人数では関与の強化は困難である。

- (5) 加害者がだれでも国選で弁護士を委託できるように、犯罪被害者の国選の資力要件を撤廃してください。

(理由) 犯罪被害者は、突然被害に遭い、何も分からないまま捜査や裁判が進んでしまい、裁判が終わった後に、「こうしておけばよかった」と後悔する遺族も多い。加害者への損害賠償金の請求も、未払いの場合の時効の延長の手續なども、現状では、被害者自ら負担しなければならない。加害者と同様、誰でも早期から弁護士の支援を受けられる制度が必要である。

- (6) これらの制度を犯罪被害者が適時に正しく理解し、利用するために、犯罪被害者に対する適時適切で確実な情報提供をしてください。

(理由) 犯罪被害者に対する制度は、以前に比べて相当充実しており、捜査・裁判・矯正施設入所・保護観察の各段階で利用できる制度があるが、被害に遭う前から各制度を熟知している犯罪被害者などいない。また、裁判中は裁判のことで頭が一杯であり、受刑中のことや、ましてや保護観察のことなど、その時点では考えたくもないが、受刑した後に利用できる制度を知らないまま、利用できる期間を過ぎてしまうことは悲劇である。希望する犯罪被害者に対して、各段階の適切なタイミングで、各段階で利用できる制度について、適切かつ確実な情報提供を行う仕組みが必要である。

- (7) 上記のことを実行するため、犯罪被害者庁の創設を求めます。

(理由) 犯罪被害者支援の制度が増えたとしても、各省庁が縦割りのままでは、犯罪被害者の目線に立った一貫した支援計画を立てることは困難である。犯罪被害者の施策全体を統括する組織が必要である。